新山小学校ＰＴＡ会則

　新山小学校は，子どもたちの幸せのために，保護者と先生が共に話し合い，活動する場です。家庭・地域・学校での子どもたちの健全で幸福な成長をはかるためには，「私たちはどうしたらよいか」をお互いに問いかけましょう。

「委員会だけのＰＴＡ」でなく，会員一人一人の自覚に基づいて活動し，全会員参加によるＰＴＡを築き上げていきましょう。

第１条　　名称

この会は新山小ＰＴＡといい，事務所を同校内におきます。

第２条　　目的

この会は保護者と教職員とが，家庭と学校と社会で，子どもたちが安全に幸福な成長をするように協力するための集まりです。

第３条　　活動

前条の目的のために，次の活動をします。

１．よい保護者，よい教師になるための研修活動

２．会員相互の親睦と理解を深めるための各種活動

３．子どもの生活環境をよくするための活動

４．その他，この会の目的達成のための活動

第４条　　方針

この会は次の方針に従って活動します。

１．子どもの教育と福祉のために活動する他の団体や機関と協力します。

２．特定の宗教や政党にかたよらず，この会または会員の名で公私の選挙の立候補の推薦はしません。

３．この会の目的以外の営利行為はしません。

４．学校の人事・その他の管理には干渉しません。

第５条　　会員

この会の会員となることのできる者は，新山小学校に在籍する児童の保護者と教職員とします。会員はすべて平等な権利と義務を有します。

第６条　　会費

この会の会費は，一世帯当たり月額３５０円の会費を納めます。

第７条　　会計

１．この会の経費は，会費その他の収入によってまかなわれます。

２．この会の予算と決算はオンラインまたは書面決議により承認されます。

３．この会の決算は会計監査を経て書面またはオンラインにて会員の承認を得ます。

４．この会の会計年度は，役員任期の開始日から翌年度の同様の開始日前日までとします。

第８条　　委員

１．この会に次の委員をおきます。本部役員［会長１名（Ｐ），副会長若干名（Ｐ若干名・Ｔ１），会計若干名（Ｐ若干名・Ｔ１），庶務若干名，会計監査２名］および，各学年より選出された学年代表委員をもって構成します。

２．委員の役割

①会長は会議（委員会）を招集します。

②副会長は会長を補佐し，会長に支障がある時はその職務を代行します。

③庶務はこの会の事務を処理します。

④会計はこの会の会計事務の処理，および物品の管理にあたり，決算報告を行います。

⑤学年代表は学年ごとのＰＴＡ活動を運営し，会の意思決定や活動計画に参加します。必要に応じて専門的な役割（広報，防犯，家庭教育学級，バザー，環境整備など）を分担します。

⑥会計監査は，会計の監査を行い，承認決議の場にて報告します。

３.委員の選出

①この会のそれぞれの役員は学年ごとに２～４名を選出し，それぞれの学年が専門部の役割も担う形で活動します。

②役員の選出は、年度末に実施される保護者会において行い，役員の任期開始は年度初めの保護者会の開催日とします。

４.委員の任期

①学年代表の任期は１年とします。

②本部役員（会長，副会長，庶務，会計）の任期は２年とします。但し，再任も認められます。

③委員に欠員が生じた場合は補充します。その任期は前任者の残任期間とします。

第９条　　委員会

この会には次の委員会を置きます。会員は，事前に申し出ることで，オンライン会議または書面による意見交換を通じて委員会に参加し，発言できます。

１．執行部会

執行部会は，この会の活動方針に基づいて，その目的達成に必要な活動を計画・立案・実行します。

２．専門部会

本会の活動実施にあたっては，家庭教育学級・防犯推進委員・広報・環境・バ

ザー等の必要な役割を，各学年代表が分担して行います。必要に応じて部門としての機能を立ち上げ，活動を推進します。

☆広報部　　　　機関誌「新山」の発行・卒業アルバム選定

☆環境部　　　　教育環境の整備

☆バザー事業部　バザーの企画・運営

３．運営委員会

①運営委員会は，会長・副会長・庶務・会計・学年代表で構成します。

②運営委員会は学年ＰＴＡ相互の連絡を図り，会の方針を実行する推進力となります。

③運営委員会はこの会の運営に関する事務および，友誼団体との交渉，加各種議案の作成および運営にあたります。

第１０条　　重要事項の承認

この会では以下の重要事項はオンラインまたは書面決議により承認します。

・前年度の活動報告
・前年度の会計決算報告
・本年度の役員選出（オンラインまたは書面による）
・本年度予算
・会則の改廃
・その他必要事項

※上記の承認は、すべて会員による委任状の提出または書面／オンラインでの意思表示によって実施されます。

第１１条　　　細則

この会の運営について必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て決めます。この会の重要な決議は委任状を含めた書面またはオンライン方式により承認を得て、本部役員が運営を行います。

また、オンライン会議や書面でのやりとりにおいては、会員の個人情報の取り扱いには十分に配慮し、個人情報保護に努めます。

第１２条　　　付則

この会則は昭和 53 年 4 月 1 日より施行します。
改訂：
第 6 条　平成 4 年 4 月
第 9 条　平成 7 年 4 月
第 8 条・第 9 条　平成 11 年 4 月
第 8 条　平成 18 年 4 月
第 8 条　平成 20 年 4 月
第 8 条・第 9 条　平成 26 年 4 月

第 9 条　平成 30 年 4 月
第 9 条　令和 6 年 4 月
第 7 条・第 8 条・第 9 条・第 10 条・第 11 条　令和 7 年 4 月（本改訂）